

警察本部  
警察学校  
警察署

三重県情報公開条例の施行に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月2日

三重県警察本部長 岡 素彦

三重県情報公開条例の施行に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県情報公開条例の施行に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第24号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和3年2月2日から施行する。

三重県情報公開条例の施行に関する訓令を次のように定める。

平成13年9月28日

三重県警察本部長 野上 豊

三重県情報公開条例の施行に関する訓令

改正 平17県本部訓令第10号、平18第9号、平21第9号、平22第5号、平23第8号、平28第8号、平29第14号、令元第10号、令3第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、警察本部長が管理する公文書（条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の事務の取扱日時)

第1条の2 情報公開に関する事務を円滑に遂行するため、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間に、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱う。

(公文書開示請求書の様式)

第2条 条例第6条第1項に規定する書面の様式は、公文書開示請求書（様式第1）とする。

(公文書開示決定通知書等の様式)

第3条 条例第12条に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2）
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3）
- (3) 公文書の全部を開示しない旨の決定

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書（様式第4）

ロ 条例第11条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5）

ハ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（様式第6）

(公文書開示決定等期間延長通知書等の様式)

第4条 条例第13条第2項に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第7）とする。

2 条例第14条第1項に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第8）とする。

3 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項の書面の様式は、公文書開示決定等期間の再延長通知書(様式第8の2)及び公文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書(様式第8の3)とする。

(公文書開示請求事案移送通知書の様式)

第5条 条例第16条第1項に規定する書面の様式は、公文書開示請求事案移送通知書(様式第9)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第17条第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 実施機関が特定した公文書の件名
- (3) 前号の公文書に記録された情報のうち、第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書の提出を求める理由
- (5) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第17条第1項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書(その1)(様式第10)によるものとする。

3 条例第17条第2項に規定する書面の様式は、公文書の開示に係る意見照会書(その2)(様式第11)とする。

4 条例第17条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の開示に係る意見書(様式第12)とする。

5 条例第17条第3項に規定する書面の様式は、公文書を開示決定した旨の通知書(様式第13)とする。

(開示の日時)

第7条 条例第18条第2項に規定する警察本部長が指定する日時は、第1条の2に規定する日及び時間のうちの適切な日時とする。

2 開示請求者は、条例第18条第2項に規定する正当な理由があるため、条例第12条第1項の規定による通知を受けた開示の日時以外の日時に開示を受けようとする場合には、文書又は口頭により警察本部長に開示の日時の変更を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、条例第18条第2項に規定する警察本部長が指定した日時までにしなければならない。ただし、天災その他開示請求者の責に帰することができない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、開示請求者は、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に文書又は口頭により警察本部長に開示の日時の変更を申し出なければならない。

5 警察本部長は、第2項又は前項の規定による申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。

(公文書の開示)

第8条 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。

- 2 警察本部長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。
- 3 公文書の写しを交付する場合の写しの作成は、非開示情報が記録されている部分を除き、対象公文書を複写することにより行うものとし、加工、編集その他の人為的な変更（以下この項において「加工等」という。）は行わない。ただし、加工等を行わなければ複写し難い相当な理由があると警察本部長が認める場合は、この限りでない。
- 4 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第9条 条例第18条第5項の規定による電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあつては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。
  - (1) 非開示情報がないこと。
  - (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。
  - (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。
- 3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。
  - (1) 非開示情報がないこと。
  - (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。
  - (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。
- 4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除く

ために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したのから非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を警察本部長が管理する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う。

(費用の納付等)

第10条 条例第20条第1項及び第2項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、当該費用は、開示請求に係る公文書の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

3 条例第20条第1項に規定する公文書の写し又は同条第2項に規定する電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を受けようとする場合の送料は、前納とする。この場合において、当該費用に過不足が生じたときの取扱いについては、別に定める。

(情報提供と写しの交付)

第11条 条例第25条第1項に規定する県政に関する情報又は同条第2項の規定により収集した情報の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。

2 前項の規定による写しの交付の依頼は、行政資料等複写依頼書(様式第14)によるものとする。

(実施状況の公表)

第12条 条例第30条の規定による公表は、請求件数、公文書の開示に関する決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項について、三重県公報に登載して行うものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第13条 警察本部長は、第2条の公文書開示請求書の提出については、公安委員会が別に定めるところにより、電子情報処理組織(警察本部長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と公文書の開示を請求しようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた提出は、同項の警察本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に警察本部長に到達したものとみなす。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日三重県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日三重県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日三重県警察本部訓令第9号)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三重県情報公開条例の施行に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 〔平成22年3月31日三重県警察本部訓令第5号〕

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 〔平成23年5月31日三重県警察本部訓令第8号〕

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 〔平成28年3月29日三重県警察本部訓令第8号〕

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三重県情報公開条例の施行に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日以後にされる開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 〔平成29年5月26日三重県警察本部訓令第14号〕

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 〔令和元年6月25日三重県警察本部訓令第10号抄〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 〔令和3年2月2日三重県警察本部訓令第1号〕

この訓令は、令和3年2月2日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	(3) 非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

## 備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさで換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 警察本部以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

公文書開示請求書

年 月 日

三重県警察本部長 様

(〒 - )

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

ファクシミリ番号 -

三重県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>公文書の名称その他公文書を特定するために必要な事項</p>	
<p>開示の方法  <input type="checkbox"/> 閲覧  <input type="checkbox"/> 視聴  <input type="checkbox"/> 写しの交付 [ <input type="checkbox"/> 窓口で交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付 ]</p> <p>該当する<input type="checkbox"/>に、  <input type="checkbox"/>印を付してください。</p>	

以下の表は、記入しないでください。

<p>事務担当</p>	<p>部 課・隊 係  電話番号 059-222-0110 内線 ( )</p>
<p>備考</p>	



公文書開示決定通知書

発第 年 月 日 号

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

公文書の 表 示	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件名	
開示を実施する日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分	
開示を実施する場所		
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線（ ）	
備考		

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。  
 なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。
- 2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県情報公開条例第21条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。

公文書部分開示決定通知書

発第 年 月 号  
年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり部分開示することと決定しましたので通知します。

公文書の表 示	開示請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件名	
開示を実施する日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分	
開示を実施する場所		
開示をしない部分		
上記部分を開示しない理由		
開示しない理由がなくなる期日及びその部分		
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線（ ）	
備考		

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注 1 指定された開示日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。開示を実施する別の日時を改めて指定します。  
なお、三重県情報公開条例第18条第3項の規定により、正当な理由なく指定された日時に開示を受けないときは、開示されたものとみなされますので御注意ください。
- 2 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、三重県情報公開条例第21条第3項の規定により開示が停止されますので、御了承ください。
- 4 「開示しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

公文書非開示決定通知書

発第 年 月 号  
年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開  
条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

公文書の 表 示	開示請求者が請 求した内容	
	実施機関が特定 した公文書の件 名	
開 示 し な い 理 由		
開 示 し な い 理 由 が な く な る 期 日		
事 務 担 当	部 電話番号	課・隊 059-222-0110 係 内線( )
備 考		

- 教示** 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か  
月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、  
三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、  
処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の  
翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過する  
と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした  
場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以  
内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 注** 1 「開示しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場  
合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合には、記載された期日以後に改めて  
公文書の開示を請求してください。

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開条例第11条及び第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示 （開示請求者が 請求した内容）	
公文書の存否を明 らかにしない理由	
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線（ ）
備考	

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書不存決定通知書

発第 年 月 日 号

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書については、三重県情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の不存の決定をいたしましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
公文書が存在しない理由	
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線 ( )
備考	

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書開示決定等期間延長通知書

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開  
 条例第13条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
延長前の期間	年 月 日 ( ) ( 15 日間 ) 年 月 日 ( )
延長後の期間	年 月 日 ( ) ( 日間 ) 年 月 日 ( )
延長の理由	
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線 ( )
備考	

公文書開示決定等期間特例延長通知書

発第 年 月 日  
年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開  
条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長します。

公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
上記請求内容のうち 開示請求があった日 から起算して45日 以内に開示決定等 をする部分	
残りの公文書につ いて開示決定等 をする 期限	年 月 日 ( )
特例延長の理由	
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線 ( )
備考	

公文書開示決定等期間の再延長通知書

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、年 月 日付け 発第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開示請求に係る 公文書の内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
再延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
再延長の理由	
事務担当	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線（ ）
備考	



公文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、年 月 日付け 発第 号で開示決定等の期間を延長しましたが、三重県情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、次のとおり再度延長しましたので通知します。

開示請求に係る 公文書の内容		
開示請求の 日から45日 以内に開示 決定等をす るとした部 分について の開示決定 等の期限	特例延長に よる期限	年 月 日 ( )
	再延長後の 期限	年 月 日 ( )
残りの公文 書について 開示決定等 をする期限	特例延長に よる期限	年 月 日 ( )
	再延長後の 期限	年 月 日 ( )
再延長の理由		
事務担当		部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線 ( )
備考		

公文書開示請求事案移送通知書

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、三重県情報公開  
 条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

公文書の表示 〔開示請求者が 請求した内容〕	
移送をした実施機関 〔事務担当〕	三重県警察本部長 〔 三重県警察本部 部 課・隊 係 〕 電話番号 059-222-01110 内線 ( )
移送を受けた 実施機関 〔事務担当〕	〔 電話番号 内線 ( ) 〕
移送をした日	年 月 日 ( )
移送をした理由	
備考	

公文書の開示に係る意見照会書（その1）

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

三重県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書について、開示の請求がありました。

つきましては、当該公文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり、三重県情報公開条例第17条第1項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の開示に係る意見書」に御記入のうえ、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いいたします。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日 ( )
実施機関が特定した公文書の件名	
上記公文書のうち、あなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出を求める理由	
意見書の提出先	(〒514-8514) 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 部 課・隊 係 電 話 番 号 059-222-0110 内線 ( ) ファクシミリ番号
意見書の提出期限	年 月 日 ( )
備 考	

公文書の開示に係る意見照会書 (その2)

発第 年 月 日  
 年 月 日

様

三重県警察本部長 印

三重県情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書について、開示の請求がありました。

つきましては、当該公文書の開示決定に先立って、三重県情報公開条例第17条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の開示に係る意見書」に御記入のうえ、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いします。

なお、期限までに提出がない場合は、「開示されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日 ( )
実施機関が特定した公文書の件名	
上記公文書のうち、あなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出を求める理由	
意見書の提出先	(〒514-8514) 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 部 課・隊 係 電 話 番 号 059-222-0110 内線 ( ) ファクシミリ番号
意見書の提出期限	年 月 日 ( )
備 考	

## 公文書の開示に係る意見書

年 月 日

三重県警察本部長 様

(〒 - )

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

ファクシミリ番号 -

年 月 日付けで照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した 公文書の件名	
意 見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分  (2) 支障がある理由
連 絡 先	部 課・隊 係 電話番号 059-222-0110 内線 ( )

備考1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 「2」を○印で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」欄及び「(2) 支障がある理由」欄も記載してください。

公文書を開示決定した旨の通知書

発第 年 月 日 号

様

三重県警察本部長 印

先に照会しました（貴 ）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、三重県情報公開条例第17条第3項の規定に基づき通知します。

公文書の表示	実施機関が特定した公文書の件名	
	開示することとした情報の内容	
開示決定の種類	年 月 日付け第 号 開示（部分開示）決定	
開示する理由		
開示の予定日	年 月 日（ ）	
事務担当	(〒514-8514) 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 部 課・隊 電話番号 059-222-0110 内線( )	
備考		

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示予定日の前日までに審査請求書の提出がないときは、あなた（貴 ）に関する情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14（13年訓24－第11条）

## 行政資料等複写依頼書

年 月 日

三重県警察本部長 様

(〒 - )

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

ファクシミリ番号 -

次のとおり写しの交付を依頼します。

行政資料の名称	写しの枚数	金額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
納付額計		円